

**「指定介護老人福祉施設」  
(特別養護老人ホーム紅林荘)  
重要事項説明書**

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

**1. 開設者**

法人の名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
主たる事務所の所在地	長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 上原 孝義
設立年月	平成6年4月
電話番号	026-223-0533
FAX番号	026-223-2225
ホームページアドレス	<a href="http://www.ja-naganokai.or.jp/">http://www.ja-naganokai.or.jp/</a>

**2. 利用施設**

施設の名称	特別養護老人ホーム紅林荘
施設の所在地	長野県諏訪郡富士見町富士見3107番地2
長野県知事指定番号	2072300326
施設長の氏名	小林 範彦
電話番号	0266-61-2080
FAX番号	0266-61-2081

**3. 利用施設であわせて実施する事業**

事業の種類	長野県知事の指定		利用定員	富士見町町基準 該当サービス
	指定年月日	指定番号		
指定通所介護	平成16年4月1日	2072300383	25名	該当
指定短期入所	平成25年6月1日	2072300326	4名	該当

**4. 事業の目的と運営の方針**

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別事情を考慮した処遇方針をもとに利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また、施設内で実施する諸行事等への地域住民・ボランティア・家族等の積極的参加をすすめ、地域に開かれた施設運営に努める。

## 5. 施設の概要

### 介護老人福祉施設「紅林荘」

建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3691.23 m <sup>2</sup>
	利用定員	80名

#### (1) 居室

居室の種類	室数	面積 (m <sup>2</sup> )	1人あたり面積
4人部屋	18室	A213.75 B208.24	A42.75 B52.06
2人部屋	2室	24.77	24.77
1人部屋	4室	30.26	15.13

#### (2) 主な設備

設備の種類	数	
食堂	2	
機能訓練室		
一般浴室	2	
機械浴室	特殊浴槽 2台	
医務室	2	
洗面所	ホール・各居室	
トイレ (ウォシュレット付)	ホール・各居室	
デイルーム	2	

## 6. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤換算後の人員
施設長	1名	1名
医師	嘱託医 4名	嘱託医 0.4名
生活相談員	1名	1名
介護職員	24名以上	24名以上
看護職員	3名以上	3名以上
栄養士	1名	1名
機能訓練指導員	1名	1名
介護支援専門員	3名	3名

## 7. 施設サービスの概要

サービスの種別	内容
食事	食事時間 朝食8時 昼食12時 おやつ15時 夕食18時 栄養並びに利用者の身体状況に応じた食事形態、また嗜好に考慮したメニュー等希望に添った食事の提供をしていきます。なお食事場所は利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂や談話室等で行いますが、自由に選んでいただきます。
排せつ	利用者の状況に合わせ、オムツ交換、随時・定時トイレ誘導、他ポータブルトイレ、尿器等の使用なども隨時検討し対応していきます。
入浴・清拭	入浴日 週2回 入浴時間 9時30分～15時 ただし状態に応じて清拭とし、タオルで体をおふきします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練を状況にあわせて行います。
健康管理	当施設の嘱託医師により、週2回診察日を設けて健康管理に努めます。外部の医療機関に定期通院される場合は、ご家族にてご対応をお願いします（通院・付き添いを行った場合には別途料金を頂く場合がございますのでご了承ください）。
レクリエーション	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 ・喫茶 ・カラオケ
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。

## 8. 利用料

### (1) 利用料金

基本利用料は別表の通りです。

### (2) 食費 基準費用額（1日）1,445円

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
負担限度額	300円	390円	650円	1,360円	1,680円
	食費の負担限度額は本人及び世帯の収入により異なります。 ・第1段階の方・・・生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・第2段階の方・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額				

	<p>課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3段階①の方・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の方</li> <li>・第3段階②の方・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方</li> <li>・第4段階の方・・・上記以外の方</li> </ul>
--	--

### (3) 居室（居住費）

基準費用額（多床室 915円）（個室 1,231円）

負担限度額は以下の通りです。

居室の種類	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	430円	960円
個室	380円	480円	880円	880円	1,560円
					居住費の負担限度額は本人及び世帯の収入により異なります。
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階の方・・・生活保護を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方</li> <li>・第2段階の方・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下の方</li> <li>・第3段階①の方・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方</li> <li>・第3段階②の方・・・世帯全員が市町村民税非課税の方で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額 120 万円を超える方</li> <li>・第4段階の方・・・上記以外の方</li> </ul>

### (4) その他加算（他別紙参照）

サービスの種別	内容	自己負担額 (1割負担の場合)
・療養食加算	1回 60円	(負担 6円)
・経口移行加算	1日 280円	(負担 28円)
・経口維持加算(I)	月 4,000円	(負担 400円)
・経口維持加算(II)	月 1,000円	(負担 100円)
・配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間の場合)	1回 6,500円	(負担 650円)
・配置医師緊急時対応加算(深夜の場合)	1回 13,000円	(負担 1,300円)

・看取り介護加算Ⅱ（死亡日以前4日以上30日以下）	1日 1,440円	（負担 144円）
・看取り介護加算Ⅱ（死亡日以前31日以上45日以下）	1日 720円	
・看取り介護加算Ⅱ（死亡日2日又は3日）	1日 7,800円	（負担 780円）
・看取り介護加算Ⅱ（死亡日）	1日 15,800円	（負担 1,580円）
・生活機能向上連携加算Ⅱ（個別機能訓練加算算定の場合）	月 1,000円	（負担 100円）
・生活機能向上加算（個別機能訓練加算算定の場合）	月 1,000円	（負担 100円）

#### （5）介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	自己負担額
理髪・美容	定期的な理美容サービスの訪問があります	業者提示額のとおりです。
レクレーション行事	当施設では、レクレーション行事として、つぎの行事を行っております。参加されるか否かは任意です。 ・喫茶（毎週金曜日） ・果物・お菓子買物（毎週金曜日） ・カラオケ（週1回） ・美容院（月5回） ・ドライブ（月1回） ・手芸（月5回）	買物・美容院は実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	衣服、介護靴、歯ブラシ等日用品の購入の代行をさせていただきます。	商品の代金+購入代行費用500円（外部店舗で購入した場合）をご負担頂きます。
金銭管理サービス	施設での金銭管理は、お断りしております。	
その他	<p>※日常生活に必要な物品（ただしおむつを除きます。） 入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。</p> <p>※医療 当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担して頂くことになります。</p> <p>※電気代（テレビ、電気毛布等）は一律1,500円/月をご負担いただきます。 ※高原病院以外の医療機関、希望外出時の送迎は100円/kmをご負担いただきます。</p>	

#### （6）利用料が減額となる制度

利用料が減額となる制度として、下記の制度があります。詳しくは職員にお尋ねください。

社会福祉法人による利用者負担軽減	社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する所得の低い方に対して、利用料の軽減を行うもの。
------------------	--

## (7) 利用料金の支払い方法

1ヵ月ごとに計算し、翌月15日前後に前月分の請求書を発行いたします。利用料は口座振替、振込、または窓口現金支払いになります。口座振替の場合、毎月20日（休日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落としさせていただきます。現金での支払い、また振込の場合は月末までにお願い致します。

## 9. 入退所の手続き

### (1) 入所の手続き

- ①入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- ②入所に際して、手続きや各種保険証等の書類が必要となります。詳しくは別途ご説明いたします。

### (2) 退所の手続き

#### ①自動終了

以下の場合、契約が自動終了となります

死亡	利用者が死亡した場合
要介護認定の非該当	要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援、要介護1・要介護2と判定された場合
解散・破産・閉鎖	事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
サービス提供不可	施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
指定取り消し	施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

#### ②利用者の申し出による契約解除

以下の場合は、利用者からの申し出により、契約解除することができます。

退所の申し出	利用者は、契約の有効期間中でも、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合、退所を希望する日の30日前までに申し出てください。
利用料への不同意	介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
入院	利用者が入院された場合

#### ③事業者の申し出による契約解除

以下の場合、事業者から契約解除を行います。

信義則違反	利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、契約の信義則に反し、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
支払い遅延	3ヵ月以上の支払い遅延があった場合
背信行為	利用者、その家族、関係者が、事業者や職員、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほど

	の重大な背信行為を行った場合（セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合）
他施設への入所	利用者が他の介護保険施設に入所された場合
入院	利用者が連續して2ヵ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

#### 10. 利用者が病院等に入院された場合の対応について

- ①入院中の空床ベッドを短期入所生活介護として利用させていただく場合があります。
- ②利用者が入院された場合の入所継続については、以下の通りとなります。なお、事業者の都合により、その限りでない場合があります。
- ③入院期間中、空床確保料として一日当たり多床室の方は960円、個室の方は1,560円をご負担いただきます。

入院期間	対応
6日以内	退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。
7日～2ヵ月	退院後も再び当施設に入所できます。
2ヵ月超～3ヵ月	2ヵ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除いたします。この場合、入院後3ヵ月以内に退院された場合は、当施設へ優先入所いただけます。入所決定までの期間は短期入所生活介護をご利用いただけます。
3ヵ月超	3ヵ月を過ぎて入院が継続された場合は、当施設への優先入所はできません。

#### 11. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 8時30分～20時 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出でください
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は・・・施設外の喫煙所 飲酒は・・・現在行っておりません
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。

所持品の管理	基本的にはご本人に行って頂きます。
現金等の管理	基本的には貴金属類、貴重品、多額現金等の持ち込みはご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペット	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
健康保険被保険者証	健康保険被保険者証等が書き換えや変更となった場合は、新たな被保険者証等を施設に提出してください。
食品の持ち込み	ご相談ください。

### 1 2. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、次のとおり速やかに対応いたします。

項目	内容
利用者への対応	周囲の状況及び利用者の状況を判断し、利用者安全確保を最優先として行動します。状況により医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。
ご家族に対する説明・連絡	ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行います。また、事故の発生状況については誠意をもって適切な説明を迅速に行います。
その他の連絡・報告	必要に応じて、行政機関・嘱託医・他事業所や関係機関に対して事故等の必要な報告を行います。
損害賠償	事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、法人が加入する損害賠償保険で対応します。

### 1 3. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「防災計画」に則り対応を行います。			
平常時の訓練	別途定める「防災計画」に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	全館	消火器	27
	避難階段	1	自動消火システム	
	自動火災報知設備	全館	パッケージ型消火設備	11
	誘導灯	31	非常放送設備	事務所
	ガス漏れ報知器	栄養科	漏電火災報知器	全室
	非常用電源	静養室 ・ホール		
消防計画等	富士見消防署への届出日 2024年4月25日 防火管理者 小林範彦			

#### 1 4. 緊急時連絡先

緊急時は以下の方に連絡させていただきます。ご連絡がつかなかった際は以下の順番で連絡いたします。

##### 第1連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

##### 第2連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

##### 第3連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

#### 1 5. 残置物引取人

残置物引取人は代理人とさせていただきます。代理人以外とする場合は、以下の方とします。

##### 残置物引取人（代理人以外の場合）

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

#### 1 6. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にお相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

(1) 特別養護老人ホーム紅林荘 相談窓口

職名	氏名	電話番号
施設長	小林 範彦	0266-61-2080
生活相談員	坂本 孝行	0266-61-2080

(2) 第三者委員・オンブズマン(施設外苦情相談窓口)

連絡先	電話番号
富士見町介護相談員 (第三者委員)	0266-62-9133 (住民福祉課介護高齢者係)

(3) 施設外苦情相談窓口

名称	電話番号
福祉サービスほっとライン(長野県社会部地域福祉課)	0120-294-487
長野県福祉サービス運営適正化委員会(長野県社会福祉協議会内)	0120-28-7109
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係	026-238-1580

17. 第三者評価の実施状況

実施日	令和6年3月5日
評価機関	一般社団法人 しなの福祉教育総研
評価結果の開示状況	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/kekka/daisansha29.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/kekka/daisansha29.html</a>

18. 協力医療機関

医療機関の名称	富士見高原病院
院長名	統括院長 高木 宏明
所在地	諏訪郡富士見町落合 11, 100 番地
電話番号	0266-62-3030

19. 実習生の受け入れ

当施設は、介護人材の育成という社会的使命として、教育機関等の要請により実習生を受け入れております。

(1) 実習受け入れ責任者

施設長 小林 範彦

(2) 実習受け入れ担当者

サービス支援課長 名取 真裕美

私は、本書面に基づいて、紅林荘の職員（職名 氏名 ）  
から上記重要事項の説明を受け内容に同意したことを確認します。

年 月 日

(利用者)

氏名

住所

(代理人)

私は、本人に代わり事業者から上記重要事項の説明を受けました。

氏名

住所

(署名を代行した場合)

署名代行の理由